

令和5年4月28日

学生の皆さんへ

学 長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の  
基本的な感染対策の考え方について（通知）

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に変更されます。これに伴い、日常における基本的な感染対策については、政府から一律に要請されることはなくなり、個人や事業者の判断に委ねられることが基本となります。一方で、新型コロナウイルスに感染された方のなかには、長期にわたるコロナ後遺症に苦しんでいる方々も未だに多数いらっしゃいます。したがって、学生の皆さんが健康に学生生活をすごしていくためには、これからも感染しない、感染させない、という意識が重要です。また、発熱等の症状により体調不良の場合は無理に登校せず、休養してください。

なお、5月8日以降に新型コロナウイルスの感染者となった場合の外出を控える推奨期間は、5日間程度となる見込みですが、政府等からの正式な決定通知があり次第、おつて a・net 等から連絡します。

また、5月8日以降に新型コロナウイルスの感染者となった場合は、別途通知のあった「令和5年5月8日以降の欠席の取扱いについて」を参考に授業担当教員へ連絡すると共に、保健管理センター（<https://www.akita-u.ac.jp/hkc/>）のHP上の報告フォームから報告をお願いします。

本通知以外に所属学部等から通知があった場合は、その指示に従ってください。

担当：秋田大学学生支援・就職課